

第4回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 概要版

日時：H23.10.31(月)13:01 - 16:02

場所：議事堂2F201委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：第4回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料1-1	特定の条例を例えば最高規範等と位置付けることについて
資料1-2	平成17年11月14日第4回議会基本条例研究会資料
資料1-3	他の道府県の議会基本条例における当該条例の位置付けや他の条例との関係等についての関連規定
資料2-1	いわゆる「議決責任」というものについて
資料2-2	他の道府県の議会基本条例における議決責任や議決、政策決定等に関する規定
資料3-1	議会基本条例において「政策形成」に関して規定するに当たっての課題
資料3-2	他の道府県の議会基本条例における政策立案や政策提言、政策形成等に関する規定

< 検討会 議事概要 >

委員：ただいまから、第4回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を始めます。

前回の第3回プロジェクト会議においては、委員各位から提出いただいたご意見について説明し、他の委員から質疑した。その上で、このプロジェクト会議において優先して議論するテーマ、9つを、発表した。

なお、前回の検討の結果、一旦、他の会議や委員会にその議論を委ねることとしたものがあった。

すなわち、

- ・ 議会報告会の開催を含む広聴広報関係の意見は、広聴広報会議に
- ・ 請願提出者に対してその趣旨を説明する機会を与えることについて、及び議員間討議の活発化については議会運営委員会に
- ・ 議会の会期等については会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議に

これらについては、座長から、該当する委員会の委員長や会議の座長に、該当する委員会や会議でご検討いただきたい旨を伝えた。

なお、一旦、該当する委員会や会議に申し送りをしたが、当該委員会や会議における議論の経緯によっては、このプロジェクト会議において改め

て議論することとなる可能性があることをご了知いただきたい。

本日は、

テーマ1、前文関係の、議会基本条例を議会における最高法規等と位置付けることについて

テーマ2、第4条関係の、議決責任について

テーマ3、第3条第3号及び第10条関係の、政策形成について

を議論する。これらについて、資料を集めて要点をまとめたので、事務局に説明させる。

事務局：資料1-1をご覧ください。

条例の成立の要件として、一般には、議会へ提案する権限は、普通地方公共団体の長及び議会の側（議員及び委員会）の双方がこれを有する。また、条例案の議決は他の議案と同様「出席議員の過半数でこれを決する」とされている。

従って、地方自治法に特別の定がないにも拘わらず、条例で、特定の条例の改廃に当たって、改正内容に制限を設けたり、条例の提出や採決に当たって特別の要件を設けたりすることは、地方自治法に反する、又は矛盾抵触するものとなる可能性がある。

次に、法秩序の構成原理として、我が国法令は、憲法を頂点とする一つの法体系を形成しているが、しかし、多数の法令の中には、制定権者の相違、制定時期の相違等の理由から矛盾や抵触が生じる場合がないとは言いきれない。このような事態を解決し、法秩序の論理的一体性を確保するためのもので、次の4つの原理が存在するといわれている。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 所管事項の原理 | ② 形式的効力の原理 |
| ③ 後法優先の原理 | ④ 特別法優先の原理 |

この中で、

③ 後法優先の原理とは、形式的効力を同じくする法令の規定が相互に矛盾・抵触する内容のものであるときには、後から制定された法令の規定が、前に制定された法令の規定に優先するというもの。

④ 特別法優先の原理とは、形式的効力を同じくする法令相互間において、一般法の規定に対して特例を定める特別法のあるときには、その特別法の対象となっている事項、人、地域などに関しては、その特別法の規定がまず優先的に適用され、この特別法の定めと矛盾・抵触しない限度において一般法の規定が適用されるというもの。

なお、基本法と後法優先の原理等との関係については、次のとおり解説されている。

基本法といっても通常法律と同一の形式法律であるし、その制定機

関や制定手続も全く同一である。従って、名前が基本法だといっても、その形式的効力は通常法律と同じと考えざるを得ない、形式的効力が同一であるならば、後法優先の原理や特別法優先の原理が当てはまるのは当然である。

従って、仮に、三重県議会基本条例と矛盾・抵触する内容の新たな条例が成立した場合には、後法である新条例が優先し、その限りで前法である三重県議会基本条例の規定は改廃されたものとなる。

また、仮に、三重県議会基本条例の規定にも拘わらず、その特例を定める条例がある場合には、その特例条例の規定がまず優先的に適用される。

さらに国の法律において、当該法律を最高規範等と規定する例は見当たらない。

また、他の法律や法令の制定や改廃に当たって、当該法律の趣旨を尊重することや、当該法律との整合性を図ることを規定する例もない。既存の法令との整合性を図ることは、立法の基本原理の一つである法的協調性（法令は、憲法を頂点とする論理的統一体として相互に矛盾抵触することなく存在していなければならない）から、当然の要請であるためと考えられる。

三重県議会基本条例の当初立案時における事務局の説明としては、資料
1－2のとおり。

他の道府県の議会基本条例における関連規定としては、資料 1－3のとおり。

委員：ここから議員間討議を行う。事務局に調べさせた限りでは、特定の条例に上位や優位といった特別な位置付けを与えることや、他の条例の新規制定や改正に当たって議会基本条例の趣旨を尊重するといった後法を拘束することはできない。

もちろん、その前提として、憲法や国の法令から議会基本条例を含めた条例や会議規則まで、法体系は相互に矛盾なく整合が図られていなければならないものとのことだった。

現行の第27条（他の条例との関係）は、いわば当たり前のことが規定されているのであり、仮に、さらにこれ以上の内容を規定しようとしても、その意義や効果を説明することは困難と考えられる。

とはいえ、他の多くの道府県において最高規範等と規定しているのは、宣言的な意味かと思われる。委員各位の意見はいかがか。

委員：他の道府県の条例の理由や根拠、過去の議論の経緯や最高規範等と位置付けることができるか、条例の優劣などの説明を聴取した。以前にも申し上げたがこの条例の意義として、議会運営の基本原則を定めたものであり、過去の議論の経緯に鑑み、この立法事実は明確になっていると思われる。

宣言的に最高規範性を明記することは、意志の表明として理解できない訳ではない。しかし、なぜそのようなことを明記するのかといった立法事実を検討するに当たって、この議会基本条例は議会運営の基本原則を定めたものであるということで、必要十分であると考えている（最高規範性の明記は不要）。

委員：他の道府県の石川県や広島県の説明を見ると、最高規範であって最高規範でないといったような説明に見受けられる。これだけ説明しなければならぬようなことは、(条例に)盛り込まない方が良く考える。仮に最高規範性を明記した場合、我々がその説明責任を負うが、県民に対して分かりにくい説明しかできないのではないかとと思われる。条例はできる限りシンプルな方が良い。

委員：最高規範性の明記は、私が提案したものである。当初、そのように位置付けた方が良く考えたものであるが、他の道府県でそのように位置付けた経緯等を聴取し、仮に明記したところであまり意味のあることとは思われない。他の道府県で宣言的又は理念を明確にするため、あるいは議会や議員の拠り所とするため位置付けようというものであるが、法律上優位性を持つ訳でなく、この意見は中途半端と自覚する。よって私の提案は撤回する。

委員：確認させていただきたい。議会基本条例の当初立案時の検討において、地方自治法との関係上当該条例に最高規範性を持たせることはできないとの説明だったが、地方自治法第 120 条の趣旨について、改めて説明いただきたい。通常規則とは、知事が定めるものであり条例に優越するものではない。しかし、会議規則は地方自治法に基づいて制定されるものであるから条例と並立・対等であるという説明はにわかには納得しがたい。そこで、地方自治法の趣旨又は意味を改めて伺いたい。

事務局：逐条解説によると、議会は、地方自治法に規定されたものの外、議会の運営に関し会議規則を定めなければならない。会議規則には、単に議会内部の運営、手続のみならず請願手続等公表を必要とする規定を含んでいるので、その制定改廃は公表しなければならない。会議規則の規定事項は、いわゆる議会の本会議に関する議事手続のみならず、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に関する議事手続並びに選挙、決定の手続についても同様に含まれものと解する。

事務局：[資料 1 - 2](#) ページ 2 をご覧いただきたい。本来議会が定める会議規則は条例と対等のものであり、条例で定めてもよいと思われるが、議会の自主性や組織権、自律権に関わるものであるため、仮に条例で定めると再議等知事の介入を受ける可能性もある。そこで、議会の自律権に対する知事の

介入を排除するために、名称を議会の規則としたものである。内容や位置付けは条例と対等であるが、知事の介入を避けるため会議規則としたというものである。

委員：仮に議会基本条例を改正しようとした場合、議会基本条例を最高規範として会議規則を議会基本条例の下位に位置するものと整理した場合、知事の再議を受けたり再議によって改正条例が無効とされる可能性があるということか。

事務局：法律的にはその可能性はゼロではないということである。議会基本条例の中には議会と知事との関係も規定されているところであり、法律的にはそのような手段も可能であるというもの。

委員：そうすると、会議規則に規定されているものと同じ内容を、この議会基本条例に再度規定することはできないということか。

事務局：形式的には不可能ではないと思われるが、再度規定することについての意味が説明できない場合には、条例に再掲するのは難しいのではないか。

委員：意味がないことは規定できないということか。

事務局：意味の有無は、それを提案される議員の説明による。それについては、前回議論されたものである。

委員：同じ内容を再度条例で規定する意味を説明できるのであれば、再度規定することも不可能ではないが、そうでなければ再度規定すること自体がおかしいということだった。

事務局：平成 17 年 11 月、議会基本条例研究会においても同様の議論があり、議員からの「条例と会議規則で同じ内容を規定することはやはり駄目なのか」というご質問に対して、「同じことを条例と会議規則に書くことは法制執務上おかしい」と回答されている。

委員：このテーマについてまとめに入りたい。これまでの議論を踏まえ、議会基本条例を最高規範等と位置付けることには少し無理があると思われる。

さて、もし仮に、現在の議会の姿勢や在り方として議会基本条例を「最高法規」等と我々が位置付け、後世の議会にもそのように望むのであれば、例えば「附帯決議」などとして意思表示するのが適当ではないかという案もある。これこそ宣言である。

他の道府県の議会基本条例をみると最高規範性は宣言的なものが多いところであり、改正条例案をまとめた後に、議会全体で附帯決議について検討すればよいものである。

委員：改正条例案がまとまってから宣言として最高規範性を謳うかについて議論するということだったが、しかし、仮に最高規範性を謳うのであれば、議会基本条例はそのようなものであるとして議論しなければならない。最

高規範として位置付ける可能性があるというのであれば、そのような認識の下に、追加すべき事項等を検討したり、最高規範性を持つ条例として規定振りは適切などを意識しなければならない。他方、これまでの議会基本条例の延長のものとして議論するのであれば、そのように検討するもの。この点は曖昧にせず、今、決めていただいた方が良いと思われる。

委員：そのような意味では、これまでの議論を踏まえると現状のままでよい（最高規範性を謳う必要はない）という結論に収斂されたと思われる。

委員：それではここで決定することとする。これまでの議論を踏まえ、条例上最高規範を謳うことは無理があると思われ、また、事実上そのように位置付ける方法もあるかと思ったところであるが、最高規範とすることについてその意思はないという委員各位の認識であると理解してよいか。

（「異議なし」の声）

委員：それでは、議会基本条例を最高規範とはしないという結論に至った。

次のテーマ2に入る。テーマ2について事務局から説明させる。

事務局：資料2-1をご覧ください。議決責任の意味として、国の法令等において議決責任という用語の立法例はない。法令用語として一定程度確立された意味を有するものではないので、一般的な言葉の意味から推察すると、「合議して決定すること又は合議して決定された事柄（議決）に関し、自分のしたことの結果について責めを負うこと（責任）。」とみられる。

また、責任を負うものとしては、①当該条例案の提出者、②当該条例を可決した議会、これには議員全員又は賛成した議員のそれぞれの場合があると思われ、さらに、③可決成立した当該条例を執行する者などが考えられる。

また、いかなる責任を負うのかについて、次の3パターンについて検討してみた。

- ① 条例自体の合理性及び条例の目的とその目的達成のための手段との合理的関連性について
- ② 条例の執行が、間接的な要因となって住民に与える影響について
- ③ 条例の執行が、直接の要因となって住民に与える影響について

などがあると考えられ、それぞれの場合において、まず①の場合においては、その内容が合理的であると（多数決で）議会で価値判断をしたものであるため、その価値判断について各議員は住民に対する説明責任を含めて政治的に責任を負うこととなる。

この場合、条例案の提出者、賛成した議員の順で重い責任を負う一方、反対した議員は責任の負いようがないといったように、各議員の責任に差があるとともにも議員全員により構成される議会としての責任は想定しがた

いと思われる。

次に②の場合において、新聞等世論が議会を責める可能性がないとは言いきれず、結果的に各議員が政治的に責任を問われる場合はあると考えられる。

この場合、発生した弊害の内容や程度、条例との関連度等で異なるが、条例案の提出者、賛成した議員の順で重い責任を負う一方、反対した議員は責任の負いようがないといったように、各議員の責任に差があるとともにも議員全員により構成される議会としての責任は想定しがたいと思われる。

さらに③の場合において、執行部に判断する責務があり、その判断の合理性について執行部が責任を負うと思われる。

また、議決責任を規定するに当たっては、責任とは、県民に対する説明責任や、次の選挙やリコール運動に繋がる政治的責任、原状回復や損害賠償の対象となる法的責任、その範囲や深度も各人によって様々である道義的責任など、極めて多義的である。仮に、議会基本条例において議決責任について規定するのであれば、その内容についていかなる責任を負うのかということ十分に議論し、その概念を一定程度共有する必要があると考えるところである。

資料 2-2 をご覧いただきたい。他の道府県の条例で議決責任と明記しているのは奈良県だけである。奈良県の条例には「議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない」と規定されており、この議決責任の意味とは、執行の前提となる条例や予算などを議決する責任、どのように執行されているのか監視する責任、執行の結果を評価する責任、というもの。また、この議決責任に対しては、議員の解職請求、議会の解散請求の制度によって責任が問われるものという説明だった。以上である。

委員：これまで三重県議会としての議決責任として言及した例としては、平成21年2月、三重県リサイクル製品利用推進条例の改正条例の提案説明においてだった。「言うまでもなく、議会は、条例案を審議し、議決したことについて責任を負うものであります」との使い方がされた。

ここでの使い方は、これが議提条例であるため、当該条例の提出者としての責任という意味で使われたと理解している。

委員：その時には、一人の議員は「私は（その条例案に）反対した。（私には議決責任はないが）や他の議員には議決責任があるだろう」と発言した。従って、議会としての責任という意味では曖昧だったと記憶している。

委員：反対した議員は議決責任はないが、賛成した他の議員にはあるだろうという趣旨の発言だったという意味か。

委員：先程の説明に関して、この議決責任とはいかなる責任なのかという意味において、政治的責任なのか、法的責任なのか、道義的責任なのかという意味で難しい問題だと思う。また、提出者として当該条例の適否を評価して、必要に応じて修正していくという範囲を超えないものだと思うのだが、どのように捉えたらよいか。

事務局：(リサイクル条例一部改正条例案の提案説明の検討段階における) 当時の議論の資料が残っていないため、いかなる意味かは不明である。

委員：事務局の説明を要約すると、各議員は政治的責任を負い、具体的には選挙で負うものというもの。議会として責任はどうかというのが重いテーマである。各議員は選挙で審判を仰ぐという趣旨で資料 2-1 は整理されていると理解している。他方、議会としての責任はどうかというのが論点である。

委員：一般論として発言したい。他の道府県の議会基本条例を紹介していたが、これほど重要で条例の中心的なテーマは、他に例があるからという理由でなく、なぜこのことを規定しなければならないのかということを議論して立法事実を確認し、立法しなければならないということに相当の妥当性を持たせた上で規定するべき。安易に規定するべきではないと考える。

そういった意味において、仮に議決責任を条例に規定する場合には、資料 2-1 ページ 2 に記述されている以上に、すなわち議決責任の内容や概念を一定程度ではなく相当程度明確にして少なくとも本県議会議員は共有した上で、規定するべきと考える。

そうでない場合には、規定することは難しいと考える。なぜならば先程例に挙げられたリサイクル条例一部改正条例案の検討におけるように、一部の議員が「私は反対しているので私には議決責任はない」などと言った発言になる。議員個人であればそのとおりであってその後の選挙で政治的責任が問われるだけのこと。しかし、議会としての議決責任がどうかという点になると、論理が崩れる。

従って、このことについては、相当程度立法化するだけの必要性等について議論が深まらなければ、規定することは難しいと、一般論としてこのように考える。

委員：奈良県の議決責任については、議会運営の原則として規定されている。この規定だけを見ると、もともとと思われる。

しかし、議決責任という文言だけを特出しして議論すると、様々な議論がある。

当然、議員は議決をする責任の重さを意識して審議し、採決に臨むもの。

奈良県の規定は、そのような議決の責任を意識せよと言う趣旨から規定されていると理解したいと思う。

さて、条例がフェロシルト問題などの一因となった場合などに議決責任はどうかという問題については、さらに議論していかなければならないと思う。議決責任の最たるものは、議会で議決されたことを完璧に執行部に執行せしめること。これが議決責任である。執行せしめる自信がなければ、採決に賛成せずに放棄したり反対すればよいものである。このような意味で、議会の責任は存在する。

一方、問題が発生したときにどうするかといったことについて、我々が可決した条例でこのような問題が発生したという場合には、説明責任を果たさなければならない。十分な説明できなければ、選挙で審判を受けるものである。これが議決責任の基本原則と考える。

委員：奈良県の議会基本条例において「議決責任」との規定はあるが、議決責任以外に〇〇責任という規定はあるのか。ないのであれば、議決責任とは、議会の一般的な責任と言われるものと同じ意味で、議会の決断は重いという理念的なことを述べているに過ぎないと思われる。従って、そんなに難しい議論か必要か疑問に思う。議決責任以外に責任に関する規定はあるのか。

事務局：資料に整理したとおりである。

委員：この議決責任しかないのであれば、（議決責任とは）議会責任と同じ意味と考えるがいかがか。

事務局：資料2-2ページ2にあるとおり、長野県の議会基本条例においては、議決機関としての責任と明記しているところである。

委員：同じではないか。

委員：先程の委員の発言はもっともと思われる。議決したことの責任とは執行部に確実に執行させ、議会はそれを監視・評価する責任があるというご意見はもっともであり、そのことについては、現行の第8条や第9条の規定が包含しているのではないか。特に第9条において、議会は知事等の事務執行について、事前又は事後に監視する責務を有する、県民に知事の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有すると規定されているところであり、この規定されている範囲で十分と考える。

奈良県の議決責任の規定を見ても議決責任を認識せよという趣旨であって、さらに広い範囲の議決責任を認めるものではないと思われる。

その上で、このことを立法化するか否かという議論に入る場合には、責任とはいかなるものなのかを十分に議論しておく必要があると考える。それ以外の責任というものは、違う言葉で既に規定されていると思う。

委員：先程の委員の発言によると議会の責任とは執行部に確実に執行せしめることとことだったが、議会の議決の責任とは、それ以上にもっと広く条例等の議決によって世の中にいかなる影響を与えたか、豊かさをもたらしたかあるいは害悪を生じさせたかと言うことまで含んでいると考えるが、委員各位はそのように考えていらっしゃらないか。広く捉えると、かつての議決によって現在の三重県はこのようになったという歴史の評価を受けたりするもので、それ程議会の議決は重いという意味で私は理解していた。いかがか。

委員：まさしくこのテーマについては捉え方によって、理解が散逸してしまう虞があると思う。それは、道義的責任の範囲まで広げるか、議員としての政治的責任か、あるいはもっと狭く法的責任の範囲か、また、この範囲はいかなるテーマに即して議論するかといった各テーマごとに範囲が異なると思われる。従って認識の広狭として、仮に議会基本条例に議決責任を明記したとしても、その時々に応じてどのように責任を認識して県民に説明するかといったことについて、ここで十分に議論しておかなければ、捉え方によって認識がバラバラになってしまう懸念がある。

既に、このプロジェクト会議においても、捉え方が議員によってバラバラではないか。そのため、条例に、理念としてあるいは議員の意識として規定しておけばよいのではないかという意見には反対である。

委員：さて、一旦整理すると、この問題は第4条関係の議員の責務に関する規定について議論している。議員の責務の一つとして議決責任を規定することはいかがかというテーマで議論している。

さて、議会の議決責任と、議員の議決責任とがあり、両者はそれぞれ異なる。まず、各議員の議決責任について検討いただきたい。

委員：集合体としての議決責任について議論する前に、個々の議員の議決責任について、という意味か。

委員：従って先程から検討されている、執行機関に執行せしめる、あるいは執行機関の監視評価という責任は、議会全体としての責任かと思われる。

他方、各議員が、議決で意思表示をすることによる影響に対する責任という趣旨については、次回の選挙や、場合によってはリコールなどによって責任を担保しているのではないかという事務局の説明だったと理解している。そうではなくて、さらに道義的責任をどうするかとか、あるいは奈良県議会基本条例の例のように議決の重さを認識しという規定であれば、素直に読めるものである。このように、各委員それぞれに捉え方は異なると思われる。このことについて、議論し、合意に至ればと考える。

委員：すなわち、採決において賛成したかあるいは反対したかと言うことにつ

いての責任について議論するという趣旨か。そのような責任とは考えられるのか。結局は採決した結果が全てである。

委員：先程の事務局からの説明によると、各議員は、採決における賛成や反対についての説明責任を負う。それも含めて、各議員は政治的に責任を負うという説明だった。

委員：もちろん、採決における賛否について、各議員は説明責任を負い、最終的に選挙による政治的責任を負っている。

それだけではなく、その採決の結果について議会として責任を負うか否かについて、すなわち一議員としては反対したけれども可決された、その結果このような事態になったという場合議会としていかなる責任を負うかといった議論になっていくのではないかと考えている。

各議員の議決責任はもちろんあると考えるところであり、その上で、議会の議決責任については、議員により構成される議会にも当然あると考えるところ。しかし、この議会の責任は、非常に幅の広い捉え方ができるもので、仮に規定するのであれば、十分に議論して明確に定義しておかなければならないと考える。従って、このことについて深く議論した方が良いと考える。

私は会津若松の議会基本条例における「議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決したときなどには市民に対して説明する責務を有する」を参考としたのであるが、また、奈良県の議会基本条例においても「議会は議決責任を深く認識し、公正透明な運営に努めなければならない」などと言った規定振りに止めるという方法もあるかと考える。

とはいえ、議決責任とはいかなるもので、例えばもっと深い意味を有するなどということ、一度十分に議論しておく必要はあるかと考える。

また、仮に規定するのであればどの程度まで規定するかという議論は別にする必要があると考える。

委員：私は、議員と議会の議決責任に関する議論をもっと深めるべきと考える。

例えば、三重県議会基本条例第4条に、各議員は議決することの重さを深く認識し、〇〇〇〇するなどといった規定を設けた場合、そのような場合には会派拘束などできなくなる。会派の総意として賛成であるので、議員個人として反対であっても賛成しなければならないということになると、会派拘束は難しくなる。このことを規定するのは、非常に重い話である。従って、このプロジェクト会議に参加していない議員の意見も聴く必要があるが、このプロジェクト会議における議論の経緯や雰囲気をついかに伝えられるかは悩ましい。議員個人の責任としても十分に重いテーマであるが、さらに、議会としての責任を明記することとなるとそれ以上である。

野呂前知事が発言されたことであるが、知事の立場から言うと、「政治的責任だけでなく、知事は法的責任も負うものである。現在も損害賠償請求も受けている。それは、議会が議決すれば知事に強制することができるが、議会は責任を負うことなく議決しているのではないか、もっと議会は議決することの責任を自覚するべきだ」ということがあった。これは、二元代表制の在り方に関する議論の場面だったと記憶している。それに対して議会の側からは、「議員は選挙の洗礼を受けるものであるし、場合によってはリコールを受けることもある」と反論したところだが、知事の意見の重みと比較して議会の側の反論は弱かったと認識している。

議会の議決の責任というものは、議員自身どのように認識しているかというものの振幅も広く、説明が難しい。とはいえ、逃げずに議論する必要があり、何らか議論を深める方法はないかと考える。

委員：議員は選挙に出るときには、必要に応じて党の公認を得ることはあるが、基本的には議員個人を選んでいただくもの。県民代表として議員となった後に政策方向を同一にする等の理由から会派を選択したり政党との繋がりができたりするもの。そのような意味から議員活動又は政治活動とは一議員としての個人が優先されるべきで、会派とは、個人の議員を支援又は応援していくべき存在であるべき。

そのため、個人（の議員）の責任は非常に重いと考える。

しかし、今議論されている個人の議決責任とは、自分がこうあるべきと考える政策の過半数獲得に向けて、委員間や会派間の協議、一般質問等の場を通じて働きかけて、その意見が過半数を得た場合に議決となるものである。他方、不採択となると自分の意見は実現しない。これがすなわち合議制というものである。従って議会の議決責任とは、議会の中で過半数を得て可決されたものについてであり、その意味で、最終的に議会の議決責任とは執行部に確実に執行せしめることと発言した次第である。

他方、執行部は執行しないという選択肢もあるもので、執行するか否かは執行部の責任であり、執行した場合には執行責任を負う。

議会は、責任を別の形で負う。すなわち住民からの批判や評価というものであり、それを選挙等で受けることとなる。これが議員の責任であり、政治活動の基本。

委員：議会の議決責任について議論を深めなければならないところであるが、各委員で認識する議決責任に幅があると思われる。そこで、専門家を含めて様々な方に、議決責任についての意見を聴いた上で議論したいと思う。

一定程度の考え方の整理をした上で、専門家の意見を聴きたい。

委員：もったもではあるが、専門家等の意見を聴く前に、質問する事項につい

て整理する必要がある。

一例としてフェロシルトの問題を具体例に挙げて考えてみたいが、問題となった時に議員でなかった方がいるので不適當。RDF も同様。しかし、具体例に即して質問し、検討しないと漠然とした回答しか得られない。

委員：専門家の意見を聴くというのはもっともな意見。

その前に、自分の中の整理として、議員の議決責任と議会の議決責任の両者があると思われる。

また、奈良県議会基本条例のように、議決責任を深く認識せよ.. 云々と言ったような規定振りもあれば、議決責任があるといった規定の仕方もある。

さらに、議員の議決責任はあるとして、そのことを条例に規定するのか規定しないのかといった問題もあると思われる。その場合には、規定するだけの十分な理由があるものであり、規定しておいた方がいいのではないかと考えた程度のものではないと思う。

この程度の整理はしながら、議論し、判断していきたいと考える。

委員：私は、知事等執行部と議会とが対等であるためには議決責任から逃げてはならないと考えるところだが、議決責任というものの範囲がいかなる程度であるかは別として、仮に議決責任について条例に規定した場合にはどの程度までの責任を問われることになるのか、専門家の意見を聴きたい。

委員：専門家の意見を聴取するのであれば、具体的事例に即する方が分かりやすいと考えるが、適当な事例を挙げることは難しいので、例えば、条例に、「議員は議決したことについて責任を負う」又は「議会は議決したことについて責任を負う」などと規定した場合に、いかなる効果があるのかを聴きたい。その際に、具体的なフェロシルト等の問題を挙げて議会の政策決定を説明し、専門家の意見を聴くことができれば望ましい。

委員：議会が関与したものの内で最も大きな県政上の失敗はフェロシルトと考える。これは、議提で成立した条例を悪用し、被害を発生させた。

委員：そのことは、議会の側から条例案を提出した責任を含むもの。しかし、今議論している議決責任とは、知事提出の議案を議決したことについて、どこまでの責任があるのかという議論まで広がる。

フェロシルトを例として議論すると、当然責任はあると負い目を感じながら議論することになるのではないかと懸念する。

前提として、予算はもちろん条例案の大部分は知事提出であり、これらを議決したことの責任について、例えば可決した予算が執行された際に大きな損失を与えた場合、どこまでの責任が問われるのかを議論した方が一般的ではないか。

委員：それでは、座長及び副座長で、適切な専門家を選定し、その意見を聴取する場を次回以降のプロジェクト会議で設けたい。

次に、テーマ3について議論する。テーマ3は政策形成についてであり、これについても最初に事務局から説明させる。

事務局：資料3-1をご覧ください。

立法の基本原則として、立法内容の表現について、表現の正確性と表現の平易性が求められる。

この表現の正確性とは、法令の表現は、何よりもまずその立法内容を正確に表現したものでなければならないということ。このためには、用語の明確性と構成の論理性が必要。用語の明確性とは、法令においては、その表現が漠然とした、あいまいなものであってはならず、できる限り概念を明確にし、その限界をはっきりさせることに努力する必要がある、その際、同一の法令においては、同じ内容を表現するには同じ用語を使い、異なる内容を表現するには異なる用語を使う。もっとも、法令で使われる用語の意味は、原則として日常生活で使われる用語の意味と同じ。

また、表現の平易性として、法令が社会生活の規範としてその遵守を要求するものである以上、法令は国民の理解することのできるものでなければならない、その内容が平易なものでなければならない。

広辞苑等の一般的な辞書に「政策形成」の用語は掲載されていないので、「政策」、「形成」及び「立案」の意味を確認すると、

政策：1 政府・政党などの施政上の方針や方策。

2 目的を遂行するための方針・手段。

形成：一つのまとまったものに作り上げること。形づくること。

立案：1 工夫して計画を立てること。案を立てること。

2 草案・文案をつくること。

次に、委員のご指示により佐々木信夫氏著書における「政策形成」と「政策立案」を整理するとページ3のとおり。

政策は、政策は、形成→実施→評価、そして形成へのフィードバックと一つのサイクルを描く。この政策プロセスを少し詳しく解説したのが下図であり、

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①課題設定（問題、課題の整理） | ②政策立案（解決方法の設定） |
| ③政策決定（政策の公式決定） | ④政策実施（細目を定め具体化） |
| ⑤政策評価（政策の効果判定） | の五つのプロセスからなる。 |

同氏のこの著書において、政策形成は、①課題設定、②政策立案及び③政策決定を包含する漠然とした概念として使用されているとみられる。

国の法令及び他の道府県の議会基本条例における「政策形成」と「政策

立案及び政策提言」の使用例について

国において、同一の法令で「政策形成」と「政策立案」とを使い分けている例はない。

国の法令で「政策形成」が使用されている例は3例であり、いずれにおいても「国（政府）は、〇〇〇〇に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、〇〇〇〇するものとする」という規定振りで使用されている。

国の法令で「政策立案」が使用されている例は1例であり、国会法第132条第2項において主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書（政策担当秘書）について規定されている。

法令において、「政策形成」と「政策立案」との概念の相違は、整理されて確立していないとみられる。

また、他の道府県の議会基本条例における「政策形成」、「政策立案」、「政策提言」等の使用例は、資料3-2のとおり。

委員：一度休憩を入れることとする。14:30まで、休憩とする。

（14:16 - 14:30 休憩）

委員：プロジェクト会議を再開する。

委員：資料3-1において、下線が引かれていない部分だが重要なことが記載されている。先程の議決責任の議論と同様に、法令は一度制定されると立法者の手を離れて独り歩きを始めるもの。逐条解説などは作成するとしても、制定されると文言が全てであり、議員はそのことに留意して立法作業に臨む必要がある。

委員：このテーマに関する本来の意見は、政策形成についても、条例で規定すべきというものであり、この文言を条例に入れ込むか否かという問題。

記憶の限りであるが、前知事とこの条例の立案に当たり、これに関することで随分議論になった。当時、議会が政策方向の表明という、すなわち政策形成と近い文言のことであるが、議会の側にその権能があるということで議論になった。そのため、本日はどこまで条例に規定していくかということ議論することとなる。

他の道府県の（政策形成や政策立案に関する）規定の例を見ると、県や道が行うことが政策形成であり、議会自らが政策形成を行うという規定の例はないのではないか。

委員：旭川市議会基本条例において、「議会は、二元代表制の下、執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を発揮するとともに、政策形成機能を高め、その役割と責任を十分に果たしていくことが求められている」、あるいは議会の側の「政策形成機能の向上を図る」などと、政策形成が多く規定されている。

委員：日沖委員に伺いたい。これまで政策立案機能という言葉が使用されてきたが、政策立案機能と政策形成機能とはどのように異なると考えればよいのか。

委員：そもそも本県議会は他の都道府県に先駆けて議会改革に取り組み、実績を出すとともにそのことをアピールしながら、議会基本条例の成立やその理念に基づく議会活動や県民への姿勢を充実させてきたところ。政策立案と政策形成の言葉の概念はまだ明確になっていないところであり、政策形成を条例で規定することの必要性を説明するのは難しい。しかし、議会の政策形成機能を高めるということを規定することは、より議会の運営を充実させていく上で、あるいは議会が政策の実現のために一定の役割を果たしてくという点から、先進的な議会を象徴するイメージとなるのではないか。県議会が、先進的である、あるいは時代を先取りするものとして、条例で明記してもらうことはできないか。

（政策立案と政策形成の）意味が一緒ではないかと反論されるとそうかもしれないが、議会基本条例がより先進的な、あるいは充実した形で進化し

ているという形としたかった訳である。

委員：ご意見の趣旨としては、文言としては政策立案であってもよいが、議会のその機能を充実させるということを規定したいということか。

委員：政策形成機能の重要性を認識するために、政策立案を政策形成に置き換えたら一緒と反論されると元も子もないが、やはり政策立案ではなく過程も含めて政策形成という文言で、我々の持っている、あるいはこれから充実していく機能として条例に書き込んで、そのための土壌の涵養あるいは我々の覚悟としたい。

委員：このテーマを優先課題とした理由は、前知事との論争の決着が不明確なので、改めて議論を深めておくべきと考え、優先課題とした次第である。当時の議論を、事務局に説明させたい。

事務局：知事から政策推進システムとしてPDSが示されたが、他方議会は、当初に議会が政策方向を表明するものと主張して、また、間にDecide=決定を入れてPDDSとするべきと主張し、両者が平行線をたどったもの。

委員：議会が当初に政策方向を表明した上で政策形成を行っていくべきという意味で、PLAN-Decide-Do-Seeであるべきというのが議会の主張。

委員：私は、二代表制の在り方に関する議論が始まった頃には執行部に所属して議論に関わったものである。辞書等の意味に照らし、政策とは目的を遂行するための方針や手段という意味に捉えるのであれば、議会は政策の大きな部分を示すべきである。他方、それをどれだけの予算や組織、人員で実現するかは知事の専権とするところであり、この部分までを含めて政策形成と捉えるのであれば政策形成に議会が介入するべきでないと考える。その執行部の政策形成が実現可能か否かという点などから議会は政策決定(Decide)し、執行部に実行せしめるもの。

これは、かねてからの私の意見であり、変わらない。

委員：先程の委員のご説明の中で冒頭部分の、議会が政策の大きな方針を示すという点において、前知事と論争となった。前知事は、その政策の大きな方針を示すのも知事の役割であり、議会の役割はチェックであるとの意見。この点は、意見対立のまま現在に至っている。

委員：その知事の意見のとおり、議会はいかに進んでもチェック機能しか持てないのか。知事側に異論はあろうが、議会も政策形成機能を有するという方向で議論いただきたい。

委員：議会基本条例第3条の基本方針として議会活動が規定されているが、私の意見としてはこの条に肥大化した(広義の)政策形成を議会の機能として規定してしまうのは危険であり、条例案は全て議会が提案するというのであれば知事は不要という論理に繋がる懸念がある。

また、全ての政策について議会は自ら提案して決定し、自ら監視するというものでもない。議提条例はいかにあるべきかという議論にも繋がる問題だが、議会と知事との役割分担としてどこに線を引くかは重要な問題。

もちろん、議会はチェック機能だけを担うものではなく議会の機能は広いが、議会が全ての政策を作る訳ではなく、執行部に作れと促すのもその役割である。それでも執行部が作らない場合に議会が作るというのも、通常の在り方かと考える。

委員：委員のご意見は、議提条例など議会の提案した政策を想定するもの。

現在議論している政策形成とは、もっと広義に知事提案の政策も含めて議会がいかに関わっていくかという観点から議論いただきたい。県政の政策形成には、知事提案のものと議会提案のものとがあり、前者がメイン。

H17年の二代表制における議会の在り方に関する議論において、政策形成への議会の関与として議会は、団体意思や機関意思を表明することにより政策形成に関与すると言及している。

意見書や決議による政策表明や、議案の修正、議提条例の提出など多様な政策への関わり方があり、県政全体の政策というものに、この多様な方法を使っていかに議会が政策形成に関わるかということ、条例で規定できないかという観点から議論いただきたい。

委員：政策形成がそのような意味と捉えるのであれば、政策の形成への議会の関与として、議決事件の拡大やそれによる県の総合計画への関与、提出された議案の審議などがあるがそれは既に実施しているもの。

先程の副座長の説明される政策形成の意味であれば、そのような取り組みは現行の条例で包含されているのではないか。

他方、独自の政策立案や政策提言という意味では、提言とは、調査会や私的諮問機関などによる政策の提案、立案とは議提条例を指すのではないか。

今後、政策立案や政策提言を政策形成に置き換えるのか、あるいは政策形成という概念を明確にして新たな取り組みとして規定するのであれば、知事の権限への介入になるのではないかという観点からの議論を含めて、十分に議論する必要がある。

委員：政策に関する条例の議員発議の活発化は、本県議会が注力してきたことであるが、政策立案と政策提言とは意味が全く異なるもの。両者の違いを認識した上で、さらに政策形成について規定するというのであればそれはそれでよいが、政策形成の意味が不明瞭である。政策立案とは、いわゆる議提条例であり議員が一から政策形成していくもの、政策提言とは、委員会や本会議等において執行部に対して実施を促したりするもの。

本県議会で実質的に初めての政策に関する議提条例は、三重県生活創造圏ビジョン推進条例（平成11年）であった。この立案過程において、代表者会議で議員から提出していこうという合意に至った際、議提条例の在り方について一定の整理がされた。議提条例は、何もかもについてではなく、まず議会の側から提言するが、それにも拘わらず執行部が放置して取り組まない場合に議提条例とするもの、あるいは執行部の縦割りによる限界があるなど部局横断的な政策に関するものは議提条例がふさわしいという整理である。議提条例とはこのように仕分けしていくべきである。

仮に政策形成とは政策作りの過程であると整理して、議会が、住民の声を政策に反映する取り組みを系統的に実施していこうというのであれば、そのことを条例に規定した方が良いと考える。

また、議会には、議決に至るまでの意見形成の過程というものもあるところであり、過程としてこれも大事にしていこうというのであればこのことも重要。

委員：ここで、仮に知事の政策形成に議会がさらに関わっていこうというのであれば、どこまで関わっていくかについてご意見をいただきたい。政策形成を提案される委員のご意見も、現状の議会基本条例の規定以上に、政策形成に関わっていこうという趣旨と思われる。その意味で、これまでの議提条例の在り方について先程委員からご説明いただき、H11年に一定仕切りされて現在に至っているということだった。

委員：とはいえ、議提条例がそのように整理されて提出されていないのが現状である。いなくなるものも議提条例で成立させることができるという流れもある。

委員：私の意見は、執行部の政策形成に関わっていこうというものではなく、既に議提条例の提出や知事のプロジェクトに対して提言など県の政策に積極的に関わっているのが現実であり、今後さらに政策形成機能を高めていかなければならないと認識している。その立場から政策形成という言葉を推している。

委員：まず、政策形成をどのように捉えるかが問題となる。他県の議会基本条例を参考とすると、政策形成は予算や手段など知事の専権事項として規定している例が多いので、知事と議会とは適切に役割分担をするべきであり、知事の専権事項にまで議会は関わっていくべきではない。H17年における議論は、知事が政策推進システムとしてPDSやパブリックインバグメントなどを、政策の流れの中で議会を無視して行おうとしたために論争となったもの。H17年における言葉の捉え方は粗雑で十分な議論がされていなかったと反省するが、改めてここで政策形成が予算や政策実施の手段までを含むものであ

れば、それは知事の専権に属するものであり、議会が立ち入るべきでないと考える。

委員：整理させていただきたい。当初私がこの政策形成に関して提案したものは、議会の政策形成機能の強化が必要であり、そのために事務局の強化や議会のレベルアップが必要であるというものだった。その限りにおいては、政策形成というプロセスに議会がどこまで関わっていくのかという議論までは不要かとも思われる。

しかし、今後政策形成に議会としてどこまで関わっていくかという線引きは必要かと考える。一例として、政策形成の最初の段階である目的や課題の設定にまで議会として関わるのであれば、その旨を条例に規定することによって明確にできる。前知事は議会が政策形成に関わることは消極的だったが、現在の知事の意見も参考にしながら明確化するべき。

委員：政策形成機能の強化が必要とのことだったが、それは政策立案機能の強化と同意味ではないのか。

私自身議提条例の提出など政策立案には積極的であるべきと考えてはいるが、立案競争などの作り合いすることがよいことなのか、整理する時期になっているのではないか。会派間の競争や、議会と執行部とが競争するのがよいのか。例として、森林づくり条例や地域産業振興条例などの大きなテーマに関わるものは、執行部に立案させるべきで、議会はポイントとなるものを指摘するべきだったと考えている。

二元代表制の下、政策を作るという過程において議会と知事とそれぞれの役割を一定程度整理して条例に明記されたら望ましいし、同時に、政策立案と政策形成の相違も明確化されるべき。

委員：政策形成とは、政策を作るプロセスを大事にしたいという意味であるならば、例えば第3条第3号において政策形成機能を充実させて、独自の政策立案や政策提言に取り組むことなどと言った規定振りになると思われ、あるいは、事務局機能の強化に関しては第25条において議会の政策形成能力の強化を図るため、事務局を効率的に活用するなどといった規定振りが考えられる。このような規定振りであれば、政策形成に議会がどこまで踏み込むかなどと言った議論とはならないと思われる。

ともあれ、政策立案と政策提言に加えて政策形成を並記するのであれば、表現の正確性や明確性、平易性の観点から十分な議論が必要であるし、その際には、現行の規定で包含されているという整理もあるだろう。後世の混乱を招いたり、知事から疑義を受けたりしないよう、条例に規定する場合には、十分な議論によって整理や明確化することが必要。

委員：議論を整理したい。政策形成とは、①課題設定から②政策立案、③政策

決定まで含むもので、これには予算や組織の編成までも含むという広い意味であると考え方もあるだろう。この場合に、一方法として、政策形成過程も重要視しようというのであれば条例の一部文言修正で止まると思われる、他方、別方法として政策形成への議会の関わりをもっと大きくして、例えば政策方向の表明なども議会の権限であるなどと拡大していこうというのであれば、議論は大きくなると思われる。その際には、議会の政策立案はどこまでかといった整理や議会が政策にどこまで踏み込むのかといったことも検討する必要があるだろう。

この2案について、委員各位の意見はいかがか。

委員：政策形成とは、政策立案やそのための過程などどこまで入った意味なのか自分がよく分からない。とはいえ、議員として県の政策に何らか関わっていく中で、政策形成の機能は必要だろうと認識している。仮に、政策形成とは、立案や過程も包含するものと整理できるのか否かがよく分からないが、整理が可能であれば規定した方が良いのではないか。

委員：単に政策形成機能を充実させるという趣旨であれば、議会基本条例第3条第3号、第11条及び第25条を改正するだけで十分と思われる。

他方、政策課題の設定などに議会も関わっていこうという議論については、知事の意見も聴きつつ進めればよいのではないか。

委員：政策提言と政策立案は別個のもの。政策立案は、全体から見て政策形成に繋がる可能性のあるものであり、他方、政策提言については、執行部のPDSにどのように関わり、議会として大きな政策方向を表明していくのか否かを、知事の意見も聴きつつ議論する必要がある。

委員：条例に規定できるか否かは別として、議会の政策形成への関わり方を議論する価値はあると考える。その際には、議会における議論の場面では知事の意見を聴く必要はなく、条例案が提出される前に知事の意見を聴く機会はある。

委員：政策立案及び政策提言を政策形成に置き換えるという議論はもうほとんどないと理解しているが、さて、政策立案及び政策提言におけるプロセスを重視するという趣旨で政策形成を並記する場合は考えられる。その際には、規定するだけの理由とその意味と必要性が十分に説明できなければならない。そうでなければ意思表示としての決議という方法もあるだろうと考えている。

委員：言葉の定義（明確化）をしなければならない。定義規定を設けるか否かも含めて整理するべき。

委員：議論を整理したい。

まず、政策形成と政策立案との意味の違いを整理したい。辞書による意

味や佐々木氏による①～③が政策形成であるという整理、とはいえ国の法令用語としてはまだ整理されていないという事実を踏まえ、政策形成過程という言葉は、政策立案過程に置き換えるということはできないか。両者は、結局同意味ではないか。

委員：同意味とは言えないと思われる。政策立案とは条文を作成すること、政策提言とは条文の作成までには至らないものなどの整理を踏まえると、政策形成過程という広い言葉を狭い政策立案過程という言葉で置き換えるのは難しいと思われる。

委員：政策形成という言葉の意味するところは、佐々木氏の政策過程の中で①課題設定、②政策立案及び③政策決定を含むものとして理解してよいのか。

委員：佐々木氏の整理としてはその通り。最も、他の道府県の議会基本条例における政策形成とは、知事等執行部が行うものと整理しているところ。

委員：政策形成について規定したいという意見の背景としては、執行部による政策立案に関わっていきたいという思いがあったと理解している。従って、北海道や岩手県の議会基本条例のように、政策形成とは知事等が行うものという整理では解決できない。

他方、佐々木氏の説明する政策形成では、政策の実施のための予算や組織の編成にまで踏み込んでしまい、知事の専権事項に踏み込む懸念があるため不適切な言葉と思われる。

また、政策の過程をクリアにしてそれを重視するという趣旨で条例に規定できないかというご意見もあり、そのため、政策形成過程ではなく政策立案過程という言葉で置き換えられないかと考えたが、それも難しいと言ったことだった。

そうであれば、さらに違う言葉を検討しようかということとなる。

委員：政策形成を条例で規定しようという我々の意見はご理解いただけたと思っている。しかし、まだ政策形成という言葉が十分に明確になっていないという理由で難しいと言われていたと思うが、社会は進化しているものであり近い時代に政策形成が条例で多用されるようになるのではないか。それを見込んで、時期尚早かもしれないが先取りする意味から、政策形成を規定してはどうか。政策形成を規定するのは意味が広すぎるから難しいのか。

委員：議会が、政策過程のどこまで踏み込んでいくかの議論になるために不適當ではないかという意見があるものである。議会基本条例において、議会の機能や基本方針として規定されることになるが、議会が踏み込む度合いを議論していて、その程度の踏み込み度合いで議会の関わりが政策形成という言葉にふさわしいか否かということ。

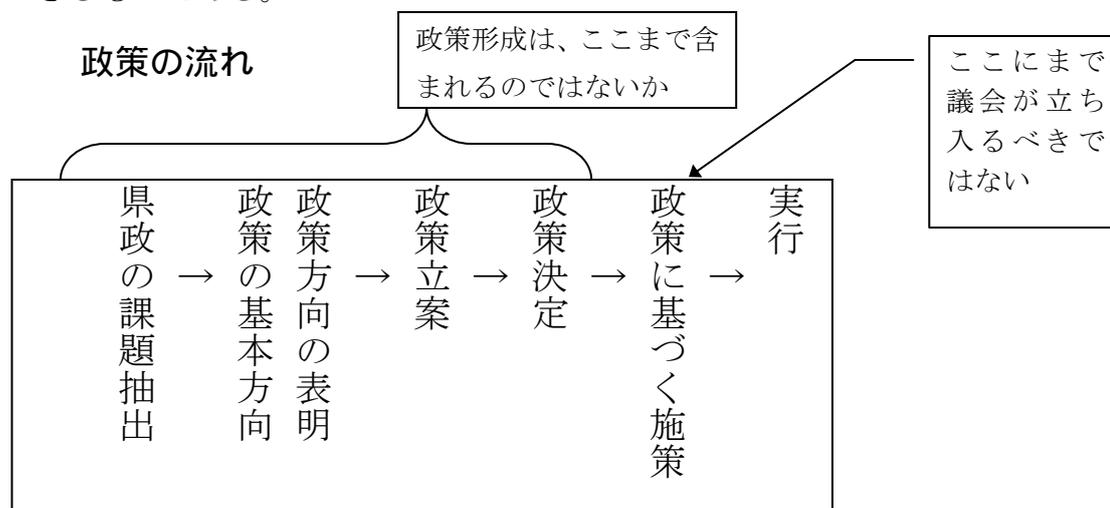
委員：具体的な事業の実施を例に挙げて説明したい。

失業者が溢れているという問題に当たって、これまでであれば議会は十分な対策を講じるべきといった提言を行うだけだったが、例えば一定の予算を編成し、所定の場所に職業紹介所を設置し、所要の人員を配置して失業者の減少に尽力すべきといった具体的な事業の中身にまで議会は踏み込むべきではないと考える。政策形成という言葉遣いの問題ではなく、政策の過程においてどこまでを議会が担うのかといった議論において、政策形成を規定するのは難しいということ。

委員：確認したいが、政策提言とは政策形成に至るものではないが、政策立案とは議提条例が端的な例であって政策形成過程の一部に位置付けられるという理解でよいか。

委員：政策形成は、もっと意味するところが大きい。

これまでの議論では、政策形成の途中過程が政策立案であり、政策形成の最終は、政策実施の決定までであり、議会が条例案を議決したとしてもそのままにわかに事業を実施できる訳ではない。条例とは漠然としたものであって、詳細な予算や事業・施策などが明らかになって、初めて実施できるものである。



委員：政策条例を立案し、提出、可決するまでが政策形成であり、議会は施策まで立ち入らないということは納得。そもそも冒頭の、政策の基本方向の表明で2方向に分かれ、このような政策を早急を実施すべきという議会からの提言に対して、執行部がその通りに取り組めば、政策提言に止まる。執行部が何らかの理由から取り組まず、それでも議会が実施すべきと考える場合に、条例を立案するなど政策形成に取り組むというものと理解している

委員：県政の課題抽出から政策決定までを政策形成と定義するか、あるいは、

あえて政策形成という言葉を使わないかという方法がある。はたまた、政策形成機能の強化という言葉で、条例に規定する方法もある。

委員：政策形成の言葉が、各道府県によってバラバラの使い方がされているので、あえてそのような誤解を招く使い方はしない方がよいと思われる。

委員：(政策形成の理解は) このプロジェクト会議9名の委員の中でも理解が分かれるほどである。そのような言葉をあえて使わない方がよいと思われる。現行の第3条の規定は、バランスの良いものである(改正しない方がよい)。

委員：時代が流れとともに近く政策形成という言葉が市民権を得るのではないかと思われる。そのような時に、政策形成が使われていない本県の議会基本条例が遅れていると指摘されるのではないか。

委員：条例の見直しは、われわれ議員が不断の努力を行うものである。ここでの議論は、今後も残されるものだろう。

委員：政策形成機能という言葉を使わないかまでは別として、現状で議会が政策形成を行うとの規定は無理と考える。これほど概念の曖昧な言葉を使うのは不適切。

委員：これまでの議論を踏まえ、政策形成という言葉が条例に規定するのは控えるという結論になった。このことについて異議はないか。

(「異議なし」の声)

委員：それではそのようにする。本日の討議はここまでとする。

なお、副座長とも協議したが、テーマ2に関連して専門家を招致する件については、優先して議論する9テーマについての検討が終了した後、質問を整理してその意見を聴取することとする。

次回のプロジェクト会議は、H23. 11. 25(金)13:00 から開催する。

本日のプロジェクト会議を終了する。

(16:02 終了)